

株主各位

東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
株式会社ジェネレーションパス
代表取締役社長 岡本洋明

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年1月27日（金曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月30日（月曜日）
午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
開会時刻直前は受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
西新宿パークウエストビル3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 紙資源節約のため、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.genepa.com/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.genepa.com/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主様へのお土産はご用意していません。

-----新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対応について-----

- ◎ 下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ◎ ご来場を予定されている株主様におかれましては、当日の朝に検温をお願いさせていただきますようお願い申し上げます。
- ◎ また、発熱がない場合におかれましても、風邪やその他のご事情により頻繁に咳が発生している株主様につきましては、恐れ入りますがご来場は控えていただき、他の株主様にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

〈当社の対応〉

- ◎ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 会場は、座席の間隔を例年より広げることから、ご用意できる座席数は20席程度となります。当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- ◎ 株主総会会場においても、検温・アルコール消毒液の設置を含め感染予防の対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷からは脱しつつあるものの、地政学的リスクの高まりや米国金利上昇の影響、エネルギー・原材料価格の高騰に加え円安等の影響により依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する小売業界全体では、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着きを見せており、個人消費は持ち直しの動きが続いておりますが、依然として急激なインバウンド需要の回復は見込めない状況であることから、引き続き厳しい状況にあります。一方、当社グループが属するEC市場におきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、外出自粛や在宅ワークの浸透の他、EC利用が消費者の間で徐々に定着しつつあることから、引き続き市場拡大しております。

このような状況の中、当社グループの主力事業であります「ECマーケティング事業」につきましては、家具・家電・生活雑貨等の売上が好調であったことから、連結グループの売上高は前年同期を上回る水準で推移いたしました。利益面につきましては、「ECマーケティング事業」において、急激な円安及び国際的なエネルギー・原材料価格の高騰による仕入価格の大幅な上昇に伴う影響が大きかったことから減益となったものの、「商品企画関連事業」において、中国及びベトナムでの工場稼働率が向上し売上が順調に進捗してきていることから、グループ全体として前年同期を上回る水準で推移しました。

また、営業外収益において、主に当社ベトナム子会社であるGenepa Vietnam Co.,Ltd社（以下、「ジェネパベトナム社」といいます。）が有する外貨建債務に係る為替差益として266百万円が計上されております。なお、当該債務から発生する為替差損益は、ECマーケティング事業における仕入に係る為替の影響と逆相関の関係にあり、円安局面においては、営業外の区分で為替差益が発生し、円高局面においてはECマーケティング事業の営業利益が増加する一方、営業外の区分で為替差損が発生することになり、結果として当社グループの為替リスクを一定程度ヘッジする機能を有しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15,979百万円（前年同期は13,224百万円）、営業利益は74百万円（前年同期比11.0%増）、経常利益は396百万円（前年同期比175.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は343百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失90百万円）となりました。

セグメントの業績については、以下のとおりであります。

① ECマーケティング事業

「ECマーケティング事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で喚起されたEC需要や在宅勤務・巣ごもり需要等、変遷する消費者ニーズを的確に捉え、新商品を継続的に導入したことにより、家具・家電・生活雑貨等の販売が好調に推移し、売上高は前年同期比で増収となりました。一方、利益面につきましては、急激な円安及び国際的なエネルギー・原材料価格の高騰を受け仕入価格が大幅な上昇局面にあったため、前年同期比で減益となりました。翌期以降は、従前より取り組んでいる自社PB商品の開発、高利益率商品の開発に引き続き注力するとともに、上昇する配送コストの抑制や提携先倉庫の選択と集中を推進し利益を確保してまいります。

以上の結果、売上高は12,483百万円（前年同期は10,865百万円）となり、セグメント利益は267百万円（前年同期は360百万円のセグメント利益）となりました。

② 商品企画関連事業

「商品企画関連事業」につきましては、ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症の各種制限が緩和されてきており、また、生産体制の構築が進み工場稼働率が向上したこと及び当社中国子会社である青島新綻紡貿易有限会社の受注が好調に増加していることから、売上高、利益面ともに前年同期比で大きく増加いたしました。

以上の結果、売上高は3,372百万円（前年同期は2,265百万円）となり、セグメント利益は98百万円（前年同期は32百万円のセグメント損失）となりました。

③ その他

「その他」につきましては、非物販事業としておしゃれなインテリア・雑貨の紹介、それらの実例の紹介及び家に関するアイデアを紹介するWEBメディア「イエコレクション」(<https://iecolle.com>) について、掲載する記事数やPV数の拡大に向けた人員増加等への投資の他、新たに「イエコレクション」の収益拡大を目標に、シーン・相手別におすすめの贈り物をセレクトするWEBメディア「プレゼントコレクション」を立ち上げたことにより、翌期以降はさらに売上面・利益面で寄与することが見込まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特筆すべき設備投資、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えとして、前連結会計年度に引き続き2022年6月に取引銀行と期間を1年間とするコミットメントライン契約(注)を締結しました。当該契約に基づく無担保・無保証の借入設定上限は総額1,000百万円です。

(注)コミットメントライン契約：金融機関との間で予め契約した期間・融資枠の範囲内で融資を受けることを可能とする契約

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 急激な円安、エネルギー・原材料高騰への対応

当社グループにおきましては、急激な円安による、エネルギー・原材料高騰への対応が重要な課題となっております。

ECマーケティング事業における仕入れ価格高騰への対応として、調達ルート見直しにより仕入価格を抑えるなどの企業努力を重ねること、並びに諸経費の削減を進め、販売価格を極力上げないよう取り組んでおります。その上で吸収しきれない部分に関してはお客様に一定の理解を得つつ販売価格への転嫁を進めてまいります。

② 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループにおきましては、国内グループでは社内外の感染被害抑止と従業員の健康と安全を確保するため、社員の時差出勤、マスク無償提供と就業時

間中の着用の徹底、WEB会議システムの活用を実施する等、同感染症の拡大を止めるための対策を講じております。その上で陽性判定や濃厚接触者となってしまった場合にも従業員が安心して職場に復帰できるよう対応マニュアルやフローチャートを作成、運用しウィズコロナに向けて進んでおります。

また、海外に関しましては、国ごとの状況の変化に柔軟に対応しつつ、感染拡大防止に努めつつも生産体制を維持してまいります。

今後におきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

③ 配送サービス面の課題

実際の商品がメーカーや卸売事業者にあるため、配送に関してのきめ細かい工夫、効率的な梱包、独自のサービスの提供が困難であり、配送コストの削減が課題となります。この課題を解決する方法として、売れ筋商品を当社グループにて一括して管理できる提携倉庫の管理を強化することが必要不可欠と認識しております。複数の異なった企業が提供する商品を一括で配送すること、配送コストを削減すること及び一度に商品を受け取れること、という顧客利便性の向上を提携倉庫の管理強化により実現させていく方針であります。また、昨今の運送会社の物流コストの上昇の影響を最小限にするために、新規に物流会社との提携を加速させていく方針であります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループにおきましては、優秀な人材の確保が重要な課題となっております。即戦力を求めた実務経験者の中途採用及び持続可能な会社にすべく人的基盤を整備するための新卒採用を継続的に行うとともに、職場環境の改善、福利厚生の実施、目標管理制度の導入及び採用活動の多様化に努め、人材確保に注力してまいります。

⑤ グローバル化への対応

当社グループにおきましては、今後の事業展開の上で必要不可欠となる海外での生産及び国内・海外市場での販売という課題があります。当社グループでは、インテリア・ファブリック商材の製造・販売の多様化・効率化と販路拡大を目的として、2018年4月に中国で「青島新綻紡貿易有限公司」を子会社化しました。また、原材料の輸入及び製品の輸出、木工製品の企画、製造、組立、検品等が行える海外拠点として、2019年10月にベトナムで「Genepa Vietnam Co.,Ltd.」を設立いたしました。国内市場への販売に加え、今後も継続的に拡大することが想定される海外市場を取り込むことで、当社グループの業績拡大を加速させてまいります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の事業拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2019年10月期)	第19期 (2020年10月期)	第20期 (2021年10月期)	第21期 (2022年10月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	9,666,382	12,597,785	13,224,120	15,979,756
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	11,530	112,221	△90,036	343,678
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	1円42銭	13円84銭	△11円09銭	42円34銭
総 資 産(千円)	3,146,138	3,707,775	3,598,810	4,638,097
純 資 産(千円)	1,624,022	1,726,714	1,663,576	1,997,597

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況(単体)

区 分	第18期 (2019年10月期)	第19期 (2020年10月期)	第20期 (2021年10月期)	第21期 (2022年10月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	8,388,192	10,791,671	11,366,352	13,165,926
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△12,903	131,739	△295,421	145,792
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△1円56銭	16円25銭	△36円39銭	17円96銭
総 資 産(千円)	2,771,047	3,300,416	2,982,377	3,914,304
純 資 産(千円)	1,558,037	1,691,985	1,396,426	1,550,202

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

当社は、以下の内容を主な事業としています。

① ECマーケティング事業

国内外におけるインターネットショッピングサイト「リコメン堂」の運営
WEB制作・事業開発・EC事業

② 商品企画関連事業

取引先商品の企画サポート
インテリア・ファブリック商材の製造・販売

③ その他事業

システム開発事業、ソフトウェアの受託開発、メディア事業

(11) 主要な営業所の状況 (2022年10月31日現在)

① 当社

本社：東京都新宿区西新宿

② 子会社

株式会社トリプルダブル (本社：東京都新宿区西新宿)

青島新綻紡貿易有限公司 (本社：中国山東省青島市市南区中山路)

青島新嘉程家纺有限公司 (本社：中国山東省青島市平度登州路)

株式会社カンナート (本社：東京都新宿区西新宿)

株式会社フォージ (本社：東京都新宿区西新宿)

Genepa Vietnam Co.,Ltd. (本社：ベトナム社会主義共和国ビンズン省)

(12) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
335 (54)	33増 (5減)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは () 内に年間平均人員数を内数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
117 (26)	20増 (2増)	31.1	4.11

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは () 内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 従業員数には正規従業員以外の派遣社員及びアルバイト26名を含んでおりますが、平均年齢及び平均勤続年数の計算には含めておりません。

(13) 重要な子会社の状況

社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率 (%)	事業内容
株式会社トリプルダブル	10,000	100.00	システム開発の技術支援、システム、アプリケーションの受託開発、メディア事業
青島新綻紡貿易有限公司	9百万円	95.56	インテリア・ファブリック製品の企画・販売及び輸出入
青島新嘉程家纺有限公司	1百万円	(95.56)	インテリア・ファブリック製品の製造
株式会社カンナート	25,000	100.00	WEB制作、各種WEBサービスの企画・立案、ECサポート
株式会社フォージ	3,000	(100.00)	EC通販
Genepa Vietnam Co.,Ltd.	10,593 百万 VND	100.00	インテリア・ファブリック製品の製造

(注)当社の出資比率うち、()内の数値は、当社の間接所有の割合です。

(14) 主要な借入先 (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	909,157千円

(注)当社においては、運転資金の効率的な調達及び新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えをするため、取引銀行りそな銀行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

借入設定上限の総額	1,000百万円
借入実行残高	800百万円
差引額	200百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277,240株
- (3) 株主数 2,499名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
岡本 洋明	2,139,200	26.35
JP MORGAN CHASE BANK 380173	1,241,900	15.30
久野 貴嗣	713,600	8.79
岡本 薫	242,300	2.98
岡本 八洋	242,300	2.98
岡本 あかね	242,300	2.98
鈴木 智也	233,600	2.88
岡本 由美子	204,000	2.51
桐原 幸彦	193,800	2.39
楽天証券株式会社	79,600	0.98

(注)持株比率は自己株式（159,789株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

第4回新株予約権

決議年月日	2022年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 5名 当社の監査役 1名 子会社の取締役 3名
新株予約権の数(個) ※	1,590 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 159,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	383 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年2月1日～2026年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 383 資本組入額 191.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※新株予約権の発行時（2022年5月10日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \\ \text{調整後行} \\ \text{使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新規発行前の1株当たり時価} \\ \text{既発行株式数+新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2022年10月期乃至2024年10月期の各期の連結経常利益の額が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる
 - (a) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が3億円を超過した場合 1/3 行使可能
 - (b) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が5億円を超過した場合 2/3 行使可能
 - (c) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が10億円を超過した場合 100%行使可能

なお、上記における連結経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年10月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 洋明	代表取締役社長 経営全般	
久野 貴嗣	取締役	
桐原 幸彦	取締役	株式会社トリプルダブル 代表取締役社長 株式会社カンナート 取締役
鈴木 智也	取締役	青島新綻紡貿易有限会社 董事
遠藤 寛	取締役	公益財団法人警察協会 評議員 上村・大平・水野法律事務所 顧問 株式会社カンナート 取締役
粕谷 達也	常勤監査役	青島新綻紡貿易有限会社 監事 株式会社カンナート 監査役
次廣 秀成	監査役	ファーストキャピタル株式会社 代表取締役
内山 和久	監査役	

(注) 1. 遠藤寛氏は、社外取締役であります。

2. 次廣秀成及び内山和久の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役内山和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、当社は、取締役遠藤寛氏及び監査役内山和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く。）に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引きだすに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬及び非金銭報酬により構成する。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、期初に定めた各事業年度の事業別営業利益の目標値の達成度合いに応じて定める額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

- d. 非金銭報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、全取締役に対し新株予約権を原則として毎年一定の時期に付与する。付与する新株予約権の内容及び個数は、役職、職責、業績、社会情勢、株価等を踏まえて決定する。
 - e. 基本報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。
 - f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項
取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定する。但し、取締役の非金銭報酬の個人別の割当数については、取締役会の決議により定める。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、上述の方針に基づき代表取締役が決定を行っていることから、その決定内容が当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当
代表取締役社長 岡本 洋明
 - b. 委任された権限の内容
取締役の個人別の報酬の内容
 - c. 権限を委任した理由
当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。
 - d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた内容
代表取締役は、個別の役員報酬額について、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、決定する前にその内容等の妥当性を勘案し、その内容を個別の役員報酬額に反映するよう努めるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

地 位	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,444 (5,208)	58,920 (4,800)	－ (－)	3,524 (408)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,046 (2,760)	7,740 (2,760)	－ (－)	306 (－)	3 (2)
合 計 (社外役員)	70,491 (7,968)	66,660 (7,560)	－ (－)	3,831 (408)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月2日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
4. 業績連動報酬は、金額の決定の際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度においては、該当事項はありません。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当事業年度においては、当社取締役等に割当しました当該新株予約権の発行に伴う株式報酬費用について、非金銭報酬等の額として記載しております。

(6) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
特記すべき事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	遠 藤 寛	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）出席しており、企業経営者としての専門的な視点により疑問点等を明らかにするため、企業経営の豊富な経験と知識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	次 廣 秀 成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回（92%）に出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する意見を適宜述べております。
社外監査役	内 山 和 久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（100%）に出席しており、会計の専門家として会計処理の妥当性や開示書類の適正性に関する意見を適宜述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしております。また、その他独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するものとしております。

取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。(決議日 2019年12月25日)

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理されるよう徹底を図る。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧可能な状態で保存する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失に関するリスク・マネジメントの観点から、損失の危機の管理についてリスク管理規程にて定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備を行う。

当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回、取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、会議運営規程に基づき隔週で経営会議を開催するとともに、必要に応じて取締役及び指名された者により招集され、議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に掲げる企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。

当社及び子会社の使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知った時は、代表取締役、上長、又は管理本部を事務局とする通報窓口迅速に通報しなければならない。

内部監査人は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対しその結果を報告する。

- ⑥ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、関係会社管理規程に従い当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

子会社の取締役は、関係会社管理規程に従い、当社の事前承認が必要な事項及び取締役の職務の執行に係る重要事項について当社への報告を要する。また、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、又は社会通念上疑義があると認められた時には、監査役に報告する。

内部監査人は、当社グループ各社における内部統制監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また監査役職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者から独立性及び実効性を確保する。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対して当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

当社及び子会社は、当社の監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として、人事上その他いかなる点においても、不利益な取り扱いを行わないものとする。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

監査役は、内部監査人、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、当社及び子会社に対する監査の実効性を確保する。

- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、代表取締役の責任の下、管理本部リーダーの指示に従い各部署の部門長で組織されたプロジェクトチームが、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の体制を構築・整備することを推進する。

- ⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

不当要求等への対応を所管する部署を管理本部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定又は改訂し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会及び臨時取締役会を13回、経営会議を22回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき当社並びに子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づき、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつその一部を配当として株主の皆様へ還元することを基本方針といたします。配当時期につきましては、連結経常利益3億円以上を達成した場合に実施することを基本といたします。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資産の部>			<負債の部>		
流動資産		4,364,444	流動負債		2,536,681
現金及び預金		1,351,443	支払手形及び買掛金		1,036,517
受取手形及び売掛金		1,241,011	短期借入金		830,000
商品及び製品		1,301,534	1年内返済予定の長期借入金		90,204
仕掛品		27,978	リース債務		3,927
原材料及び貯蔵品		132,310	未払法人税等		32,482
その他		323,400	賞与引当金		103,377
貸倒引当金		△13,234	未払金		353,839
固定資産		273,652	その他		86,334
有形固定資産		75,901	固定負債		103,818
建物及び構築物	17,678		長期借入金		85,103
減価償却累計額	△7,782	9,895	リース債務		10,711
機械装置及び運搬具	80,893		資産除去債務		8,004
減価償却累計額	△31,640	49,253	負債合計		2,640,500
工具、器具及び備品	26,182		<純資産の部>		
減価償却累計額	△22,748	3,433	株主資本		1,976,610
リース資産	15,390		資本金		627,117
減価償却累計額	△2,380	13,010	資本剰余金		620,267
建設仮勘定		309	利益剰余金		819,846
無形固定資産		139,587	自己株式		△90,620
のれん		114,263	その他の包括利益累計額		△7,473
ソフトウェア		25,299	為替換算調整勘定		△7,473
その他		23	新株予約権		7,983
投資その他の資産		58,163	非支配株主持分		20,476
繰延税金資産		21,768			
その他		37,392	純資産合計		1,997,597
貸倒引当金		△997	負債・純資産合計		4,638,097
資産合計		4,638,097			

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自2021年11月1日
至2022年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,979,756
売 上 原 価		11,932,284
売 上 総 利 益		4,047,471
販売費及び一般管理費		3,973,343
営 業 利 益		74,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,091	
為 替 差 益	266,771	
受 取 保 険 金	6,177	
補 助 金 収 入	29,899	
助 成 金 収 入	8,160	
そ の 他	11,200	323,300
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	803	
そ の 他	159	963
経 常 利 益		396,465
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,349	1,349
税金等調整前当期純利益		397,814
法人税、住民税及び事業税	49,430	
法人税等調整額	△1,132	48,297
当 期 純 利 益		349,516
非支配株主に帰属する当期純利益		5,838
親会社株主に帰属する当期純利益		343,678

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自2021年11月1日
至2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	627,117	620,267	476,168	△90,620	1,632,932
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	343,678	-	343,678
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	343,678	-	343,678
当 期 末 残 高	627,117	620,267	819,846	△90,620	1,976,610

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	18,313	18,313	-	12,330	1,663,576
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	343,678
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,786	△25,786	7,983	8,145	△9,657
当 期 変 動 額 合 計	△25,786	△25,786	7,983	8,145	334,021
当 期 末 残 高	△7,473	△7,473	7,983	20,476	1,997,597

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資産の部>			<負債の部>		
流動資産		3,268,862	流動負債		2,260,283
現金及び預金		656,079	買掛金		908,340
受取手形		5,815	短期借入金		800,000
売掛金		963,674	1年内返済予定の長期借入金		90,204
商品		1,184,781	リース債務		3,927
仕掛品		8,704	未払法人税等		19,666
短期貸付金		537,500	賞与引当金		53,497
その他		116,260	未払金		341,088
貸倒引当金		△203,954	その他		43,559
固定資産		645,441	固定負債		103,818
有形固定資産		46,153	長期借入金		85,103
建物	12,428		リース債務		10,711
減価償却累計額	△6,815	5,613	資産除去債務		8,004
機械及び装置	30,847		負債合計		2,364,101
減価償却累計額	△3,367	27,480	<純資産の部>		
工具、器具及び備品	14,551		株主資本		1,542,218
減価償却累計額	△14,501	49	資本金		627,117
リース資産	15,390		資本剰余金		616,117
減価償却累計額	△2,380	13,010	資本準備金		616,117
無形固定資産		40,734	利益剰余金		389,603
ソフトウェア		40,710	その他利益剰余金		389,603
その他		23	繰越利益剰余金		389,603
投資その他の資産		558,554	自己株式		△90,620
関係会社株式		464,860	新株予約権		7,983
長期貸付金		75,000			
繰延税金資産		37,083	純資産合計		1,550,202
その他		10,078			
貸倒引当金		△28,467	負債・純資産合計		3,914,304
資産合計		3,914,304			

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自2021年11月1日)
至2022年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,165,926
売 上 原 価		9,716,151
売 上 総 利 益		3,449,775
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,518,449
営 業 損 失		△68,674
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	29,899	
助 成 金 収 入	6,260	
受 取 利 息	12,899	
為 替 差 益	30,366	
受 取 手 数 料	36,997	
受 取 保 険 金	6,177	
そ の 他	8,142	130,742
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,118	
減 価 償 却 費	1,403	2,521
経 常 利 益		59,547
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,349	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	81,613	82,962
税 引 前 当 期 純 利 益		142,510
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,076	
法 人 税 等 調 整 額	△23,358	△3,282
当 期 純 利 益		145,792

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自2021年11月1日
至2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	627,117	616,117	243,811	△90,620	1,396,426
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	145,792	-	145,792
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	145,792	-	145,792
当 期 末 残 高	627,117	616,117	389,603	△90,620	1,542,218

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	-	1,396,426
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	-	145,792
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,983	7,983
当 期 変 動 額 合 計	7,983	153,776
当 期 末 残 高	7,983	1,550,202

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 肇
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 隆 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結

計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 肇
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 隆 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの2021年11月1日から2022年10月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

当監査その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月22日

株式会社ジェネレーションパス 監査役会

常勤監査役 粕谷達也 ㊟

社外監査役 次廣秀成 ㊟

社外監査役 内山和久 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づき、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつその一部を配当として株主の皆様へ還元することを基本方針としております。

つきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額73,057,059円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年1月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
西新宿パークウエストビル 3階



- 交通 「西新宿駅」1番出口より徒歩7分 (丸ノ内線)
 - 「都庁前駅」A5出口より徒歩7分 (大江戸線)
 - (お車でのご来場はご遠慮ください)
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。